

## こども青少年局所管社会福祉法人の 一般指導監査の実施周期及び監査事項の省略に関する基準

制 定 平成 20 年 6 月 5 日 こ企第 138 号（こども青少年局長決裁）

最近改正 平成 30 年 6 月 15 日 こ監第 83 号（こども青少年局長決裁）

社会福祉法人（以下「法人」という。）の一般指導監査は、横浜市こども青少年局所管社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成 19 年 6 月 4 日こ企第 188 号。以下「実施要綱」という）第 6 条第 1 項において原則として年 1 回実施することとされていますが、同条第 2 項により、こども青少年局長が別に定める基準を満たす場合、3 年、4 年又は 5 年に 1 回とすることができるとされています。

そこで、法人の一般指導監査の実施周期を適正に決定するために、実施要綱第 6 条第 2 項に規定する「こども青少年局長が別に定める基準」を定めます。

また、併せて一般指導監査における監査事項の省略の基準について定めます。

なお、当該実施周期及び当該監査事項の省略に関する基準は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき定めたものです。

### 1 一般指導監査の実施周期

- (1) 別表 1 の要件を満たす場合、法人の一般指導監査は 3 年に 1 回実地において行います。
- (2) 別表 1 の要件（AかつB）を満たした上で、別表 2 の要件（C、D又はE）を満たす場合、法人の一般指導監査はその満たす要件ごとに定める周期（4 年又は 5 年に 1 回）で、実地において行うことができるものとします。

### 2 一般指導監査における監査事項の省略

- (1) 別表 3 の要件（F又はG）を満たす場合、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の 3「会計管理」に関する監査事項を省略（以下「監査項目の省略」という。）できるものとします。

### 3 指導監査実施計画における一般指導監査の実施及び監査項目の省略の決定

- (1) 実施要綱第 3 条第 5 項第 2 号に基づき年間指導監査実施計画を策定する際に、当該年度の一般指導監査の実施及び監査事項の省略について、上記 1 及び 2 に基づき法人ごとに決定します。
- (2) 別表 1 から別表 3 における施設等の範囲は、こども青少年局監査課が所管している法人が経営する施設等とします。

ただし、当該施設等の所管課等が指導を行っている場合や他市町村の所管施設等において特

に大きな問題があると認められる場合については、その状況を考慮して判断することとします。

#### 4 附則

改正後の基準は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。



別表2 財務の状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及び適切な運用：C、D又はE

要件	判断基準	備考
<p>C 会計監査人を設置している法人</p>	<p>社会福祉法（以下「法」という。）第45条の19第1項及び法施行規則（以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回</p>	<p>確認書類：監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書</p>
<p>D 会計監査人を設置していない法人</p>	<p>(1)法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回</p>	<p>(1) 確認書類：監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書</p>
	<p>(2)公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合 4年に1回</p>	<p>(2) 確認書類：「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号）別添1（財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書）又は別添2（財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書）</p>
<p>E 苦情解決の取組が適切に行われており、かつ、次のアからウのいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている法人（C又はDに該当する法人を除く。）</p>	<p>苦情に関して、直近の法人又は施設の実地指導監査において文書指摘または口頭指摘事項がなく、次のいずれかに該当する場合 4年に1回</p>	<p>主な確認書類：前回の指導監査結果</p>

<p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。</p>	<p>第三者評価については次の3つの基準全部を満たすこと          ①本市等の第三者評価を受審していること。          ②第三者評価の結果を、法人等のホームページ及び施設内の掲示で公表していること。          ③第三者評価で評価が低い項目について、当該施設で改善済み若しくは改善等に努めていること。</p>	<p>・5年以内に受審必要          ・神奈川県「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」に基づく第三者評価も可</p>
<p>イ 地域社会に関わられた事業運営が行われていること。</p>	<p>法人が市内で経営する施設等で次の①及び②の基準を満たすこと。          ①福祉関係養成校等の研修生の受け入れを、市内の施設等で毎年度行っていること。          ②ボランティアの受け入れや施設内あるいは地域行事の機会を通じ、地域の福祉関係者や市民団体等との積極的な交流が行われていること。</p>	<p>・研修生の受け入れは、基本姿勢の明示、受け入れ体制整備、効果的プログラムの用意等を考慮          ・ボランティアの受け入れは、基本姿勢の明示、受け入れ体制の整備、利用者と地域との交流拡大のための地域への積極的な働きかけ等を考慮</p>
<p>ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>	<p>全国社会福祉法人経営者協議会が地域貢献活動をまとめた地域貢献活動集等を参考に、法人が制度外の地域ニーズを把握し、公益的な事業・活動を実施しているかどうかを判断。</p>	<p>・法定事業等については対象外          ・区役所と連携した自主事業等は対象</p>

別表3 監査項目の省略：F又はG

要件	判断基準	備考
<p>F            会計監査人を設置している法人又は会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人</p>	<p>監査の際に作成された監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合</p>	<p>確認書類：監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書            ※除外事項については改善状況を確認するものとする。</p>

<p>G 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人</p>	<p>専門家が当該支援を踏まえて作成する書類において、特に大きな課題が無い場合、又は課題に対しての改善取組が進められていると所轄庁が判断できる場合</p>	<p>確認書類：「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号）別添1（財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書）又は別添2（財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書）</p>
------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------